

(1) 原子力損害賠償制度の概要

【関係法律】

- 我が国の原子力損害賠償制度は、以下の2つの法律から成り立っている。
 - ・原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）
 - ・原子力損害賠償補償契約に関する法律（補償契約法）

【目的】

- 被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を図ることを目的（原賠法第1条）

【原子力損害に係る賠償責任】

（無過失責任）

- 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。原子力事業者の故意・過失は問われず。（原賠法第3条）

（責任集中）

- 原子力事業者以外の者は、賠償責任を負わない。（原賠法第4条）

（無限責任）

- 原子力事業者の賠償責任の限度額は、特に規定せず。

【賠償措置の義務】

- 原子力事業者に対し、原子力損害を賠償するための措置（賠償措置）を講じること義務付け。（原賠法第6条～第10条・補償契約法）

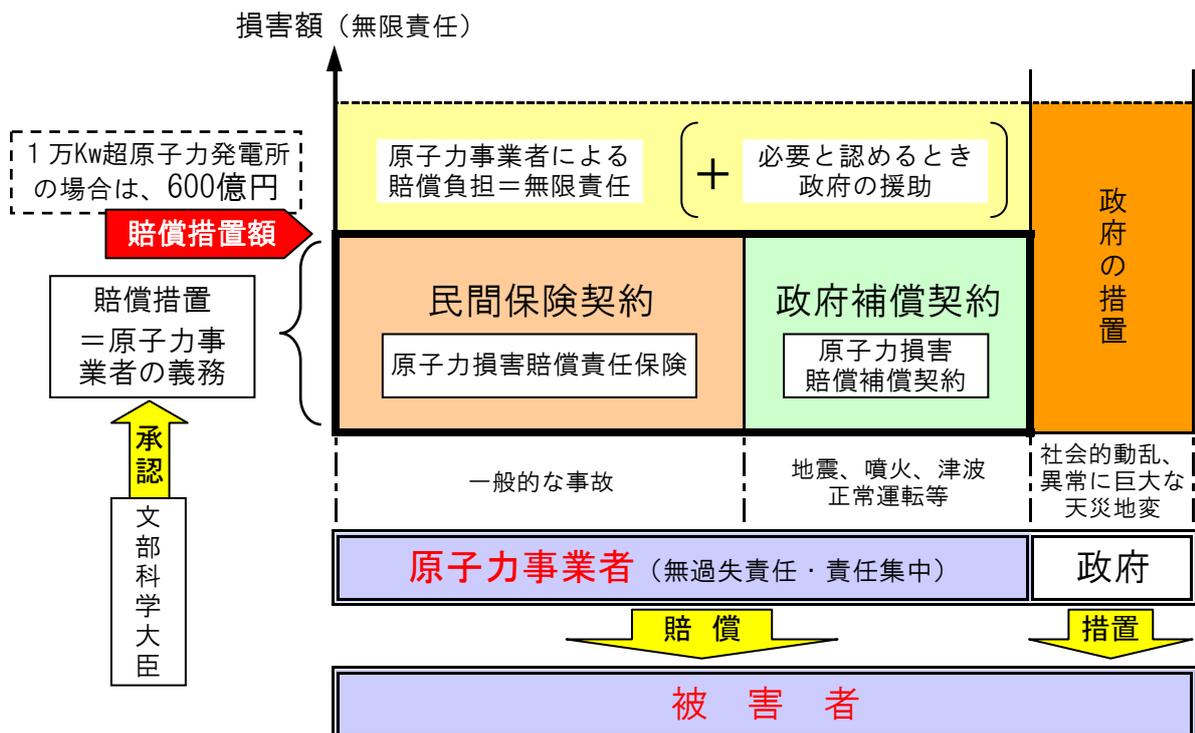
原子力事業者は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{原子力損害賠償責任保険（民間保険契約）} \\ \text{原子力損害賠償補償契約（政府補償契約）} \end{array} \right\}$ を締結。

- 賠償措置の額は、1工場・事業所当たり600億円（1万Kw超の原子力発電所の場合。種類・規模に応じた少額措置を政令で規定）。

【国の援助・措置】

- 賠償責任が賠償措置を超える場合、必要と認めるときは、政府が原子力事業者に対して援助。（原賠法第16条）

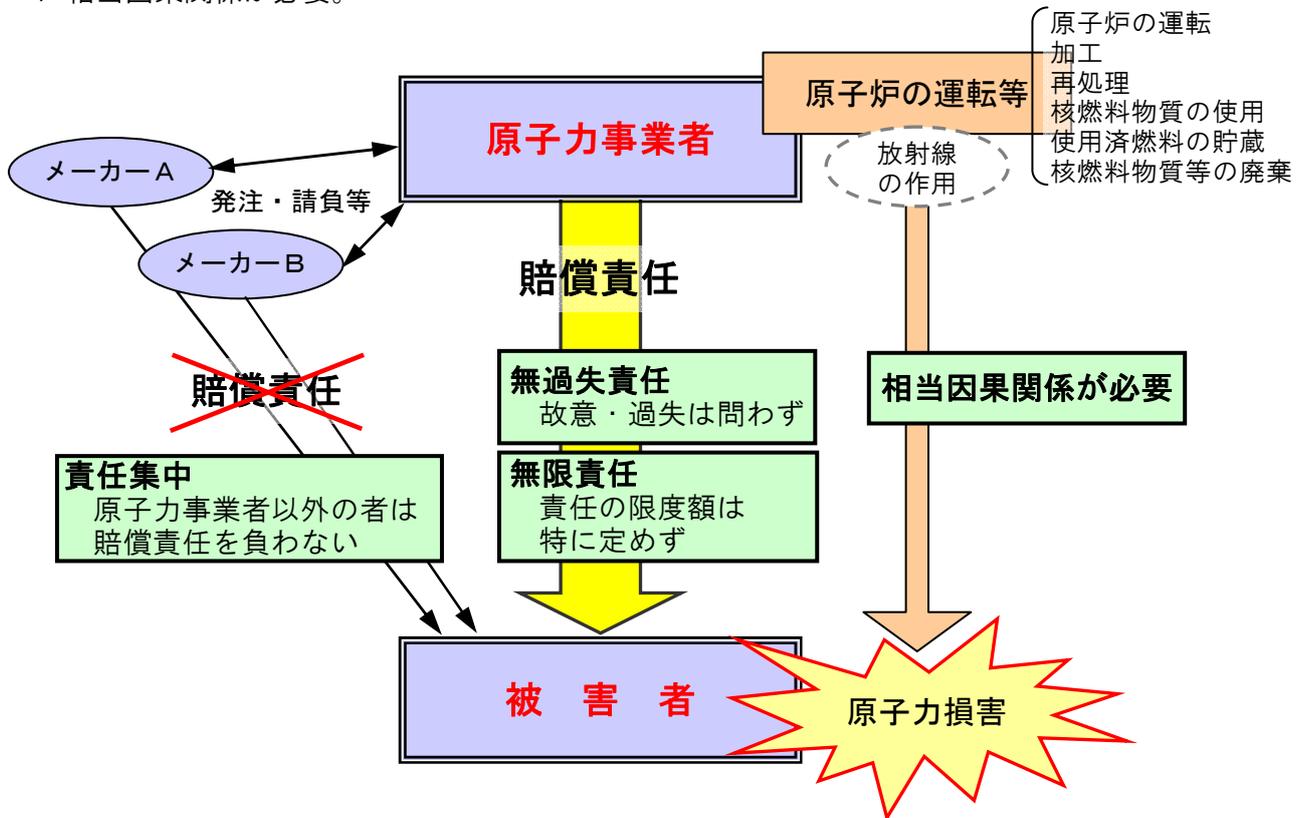
- 社会的動乱・異常に巨大な天災地変の場合、政府が必要な措置。（原賠法第17条）



(2) 原賠法の適用範囲

○原賠法による損害賠償責任（無過失・無限・責任集中）の適用範囲は、①原子力事業者が、②原子炉の運転等に際して、③原子力損害を与えた場合。

○原子力損害とは、原子核分裂の過程・放射線の作用により生じた損害。作用と損害との間に相当因果関係が必要。

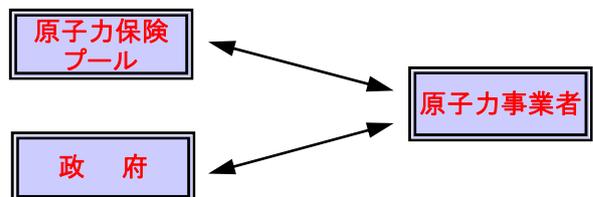


(3) 賠償に係る関係者の手続の流れ

【平時】

○責任保険契約の締結・保険料の支払い

○補償契約の締結・補償料の支払い



【事故時】

○原子力損害の発生とともに、原子力事業者に賠償責任が発生

○損害賠償の請求

○損害の賠償

※不調の場合

○原子力損害賠償紛争審査会
○裁判所

【和解の仲介】

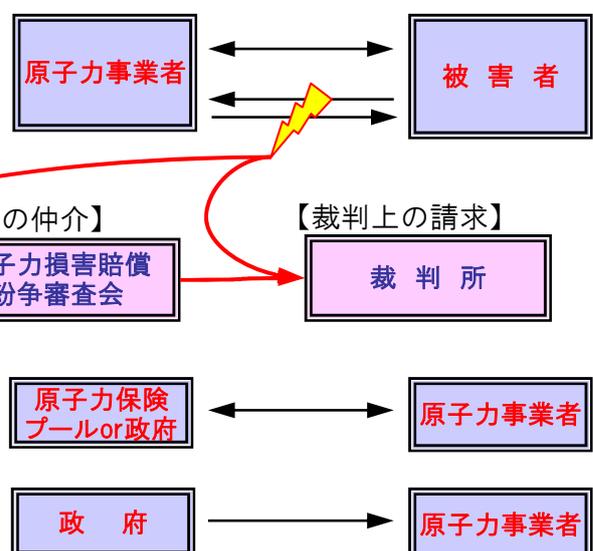
原子力損害賠償
紛争審査会

【裁判上の請求】

裁判所

○保険金[補償金]の支払請求・支払い
※プールか政府かは事故原因による

○必要と認めるときは、援助



(4) 原子力保険の構造

原子力保険は、引受能力を最大化するために、損害保険会社が共同でプール事務を行い（日本原子力保険プール）、さらに各国の保険プール間で再保険契約が結ばれている。

